

新温泉町中小企業 奨学金返済支援事業補助金

町内中小企業が対象従業員へ、手当又は賞与への加算等として、奨学金返済のための金銭を支給する場合において、当該企業に補助金を交付します。

○対象事業者

- (1) 町内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。
- (2) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金（以下「協会補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (3) 町税の滞納がないこと。

○対象従業員

- (1) 日本学生支援機構の奨学金を受給し返済義務があること。
- (2) 申請時点で町内事業所に勤務している正社員であること。
- (3) 40歳未満（申請年度末時点で39歳以下）であること。

○補助対象経費、期間及び補助金の額等

- ・企業の支援総額から協会補助額を差し引いた額の2分の1
- ・対象期間は対象従業員が対象事業所に採用された日の属する月から最長5年間（就職5年目の者であれば、補助期間は最長1年間）
- ・対象従業員1人につき上限3万円／年

○申請方法

次の書類を提出してください

- (1) 新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象従業員の氏名・住所・補助金交付申請額に係る調書（様式第2号）
- (3) 同意書（様式第3号）
- (4) 町税の完納証明書
- (5) 協会補助金の交付決定に係る通知書の写し
- (6) 協会補助金の申請時の提出書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※申請書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

申請書の送付を希望される方は、役場商工観光課にご連絡ください。

提出・問合せ先（申請窓口）

新温泉町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 82-5625

支払い例

	① 従業員の 年間返済額	② 企業の 支援総額 ※1	③ 従業員への 協会補助額 ※2	④ (=①-②-③) 従業員の 実質負担額	⑤ 企業への 協会補助額 ※3	⑥ (= (②-⑤) × 1/2) 町補助額 ※4	⑦ (=②-⑤-⑥) 企業の実質負担額
例1	18万円	12万円	6万円	0万円	6万円	3万円	3万円
例2	18万円	6万円	3万円	9万円	3万円	1.5万円	1.5万円
例3	10万円	4万円	2万円	4万円	2万円	1万円	1万円
例4	30万円	20万円	6万円	4万円	6万円	3万円	11万円

※1 企業の支援総額は企業が設定する。

※2 対象従業員への協会補助金は

①対象従業員の年間返済額の3分の1

②企業の支援総額の2分の1

③年間返済額から企業の支援総額を差し引いた額または上限6万円のいずれか低い額となる

※3 企業への協会補助金は

①対象従業員の年間返済額の3分の1

②企業の支援総額の2分の1

③上限6万円

のいずれか低い額となる

※4 町補助額の上限は3万円